

大規模小売店舗立地法の規定に基づき提出された意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 28 日付で届出された下記の大規模小売店舗に係る届出事項等について、同法第 8 条第 2 項の規定により意見書の提出があったので、同法第 8 条第 3 項の規定に基づき、その概要を公告する。

令和 5 年 9 月 14 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

- (1) 名 称 北洋ビル
- (2) 所在地 札幌市中央区大通西 3 丁目 11 番地
- (3) 設置者 交洋不動産株式会社 代表取締役 東原 幸生

2 意見の概要

駐輪場設置についての要望

3 提出された意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー
- (2) 縦覧期間 令和 5 年 9 月 14 日～令和 5 年 10 月 16 日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)
午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 (午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く)

なお、上記 2 の意見の概要は、大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項（具体的には、同法第 4 条の規定により経済産業大臣が定めた指針）に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。提出されたすべての意見書は、上記 3 の縦覧場所で縦覧しています。